

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	消防防災安全課	検索番号	1 - 10
法令名	消防法	根拠条項	17の7 - 1		
許認可等	消防設備士免状の交付				
<p>(根拠規定)</p> <p>消防設備士免状は、消防設備士試験に合格した者に対し、県知事が交付する。 ただし、次に該当する者に対しては交付しない。(法第17条の7第2項)</p> <p>(1) この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して消防設備士免状の返納を命ぜられ、その日から起算して1年を経過しない者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>消防設備士免状の交付に関する審査基準は、次のとおりとする。</p> <p>消防設備士免状の交付審査基準 (平成12年12月8日付県民環境部内規)</p> <p>(1) 免状の交付にあたっては、法第17条の7第2項において準用する法第13条の2第4項各号の不交付事由の存否の調査は、申請書類の記載内容の形式審査のみ行う。 この場合、同項第1号の不交付事由の調査にあつては、免状台帳及び免状返納命令簿の記事を参照すること。</p> <p>(その他)</p> <p>交付申請書類に添付する書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 消防設備士試験に合格したことを証明する書類</p> <p>(2) 消防設備士の既得免状(やむを得ない事情がある場合については、免状の写し)</p>					